

建設リサイクル法施行に伴い、法第13条及び省令第4条に基づき、工事請負契約書に下記の①から④の4項目について、明記することになっておりますので、入札価格積算に当たり、見積を行っておいて下さい。

なお、予定価格の公表した工事について、入札参加者は工事費内訳書を作成し提示することになっておりますので、申し添えておきます。

※見積項目

- ①分別解体の方法
- ②解体工事に要する費用
- ③再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ④再資源化等に要する費用

項 目	受注者側が見積を行う内容
① 分別解体 の方法	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械併用の作業 いずれかの方法をチェックする（別紙2-(2)・(3)参照）。
② 解体工事 に要する 費用	直接工事費(税抜き) (別紙2-(2)・(3)を参考に見積を作成する) 対象工事費 ・構造物の取壊費用 ・現場から搬出するための積み込み作業の費用 <u>全ての建設資材の品目の合計の費用</u> _____ 円
③ 再資源化 等の施設 の名称	実際に再資源化の処理を考えている施設 ・該当する <u>特定建設資材</u> の品目毎の処理を受け入れる施設の名称 ・複数でも可
④ 再資源化 等の費用	直接工事費(税抜き) (別紙2-(2)・(3)を参考に見積を作成する) 対象工事費 ・再資源化に要する費用 ・廃棄物の運搬費用 該当する <u>特定建設資材</u> の品目の合計の費用 _____ 円
備          考	建設リサイクル法に定める特定建設資材は下記4品目 ・コンクリート ・コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・アスファルト ・木材 この4品目を廃棄物として処分する時は、建設リサイクル法により、分別解体・再資源化等が義務付けられている。 請負工事契約金額が500万円以上(税込)の工事が対象となる。

## 1 分別解体の方法（該当する□にチェックする）

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体の方法 (解体工事の時)
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体工事	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

## 2 解体工事に要する費用(解体工事がある場合に記載する、ない場合は該当無し)

分別解体に要する費用 □あり □なし

品目	数量 (t, m3)	単価 (円/t, m3)	工事費 (円)
コンクリート			①
コンクリート及び鉄 からなる建設資材			②
アスファルト			③
木材			④

積み込みに要する費用 □あり □なし

品目	数量 (t, m3)	単価 (円/t, m3)	工事費 (円)
コンクリート			⑤
コンクリート及び鉄 からなる建設資材			⑥
アスファルト			⑦
木材			⑧

上記の①～⑧額の合計が解体工事に要する費用となる。  
 上記以外の建設資材を分別解体するように仕様書にありましたら、その資材についても分別解体及び積み込みに要する費用の見積を行い、合計額を出してください。

## 3 再資源化をするための施設の名称及び所在地(複数でも可)

品 目	施設の名称	所 在 地
コンクリート		
コンクリート及び鉄 からなる建設資材		
アスファルト		
木材		

複数の施設において処理を行う場合は、上記と同様に作成すればよい。

## 4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

## 再資源化等に要する費用

品 目	数 量 (t、m3)	単 価 (円/t、m3)	工 事 費 (円)
コンクリート			①
コンクリート及び鉄 からなる建設資材			②
アスファルト			③
木材			④

## 運搬に要する費用

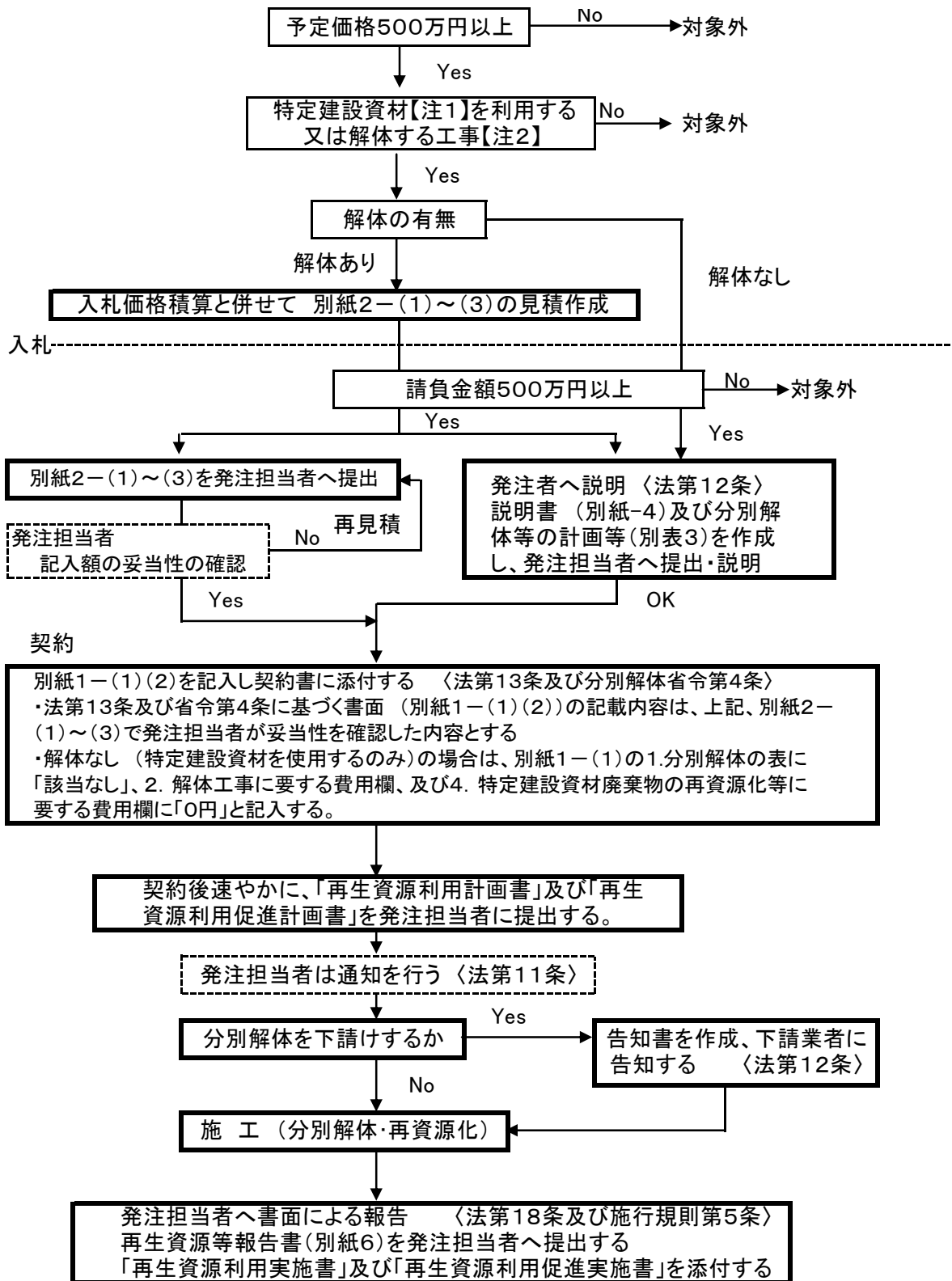
品 目	数 量 (t、m3)	単 価 (円/t、m3)	工 事 費 (円)	備考(運搬 距離等)km
コンクリート			⑤	
コンクリート及び鉄 からなる建設資材			⑥	
アスファルト			⑦	
木材			⑧	

上記の①～⑧額の合計が再資源化に要する費用となる。  
複数の施設において処理を行う場合は、上記と同様に計算を行えばよい。

## 5 その他

この見積は、建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づき、請負工事の契約に際し、発注者と受注業者が説明・協議を行い、分別解体・再資源化について適切に実施を行うことを双方確認するために必要であるため、4項目について書面での確認を行うものである。

建設リサイクル法に関する業務フロー（請負業者）



【注1】特定建設資材とは、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材アスファルト・コンクリート、建設発生木材の4品目。

【注2】特定建設資材を使用するのみであっても建設リサイクル法の対象となる。

【注3】上記フローは標準的な流れを示しているため、これに依らない場合などは発注担当者との協議を行うこと。